

70歳未満の入院患者様へ

高額となる場合の入院時お支払いが、
 手続きを行うことで、
 一定額（高額医療の限度額）のお支払いとなります。

【内容】窓口での多額の現金支払いは不要となります。

| 所得区分 | 3回までの限度額 | 4回目以降 | 限度額適用 認定証表示 |
|------------|-------------------------------------|---------|----------------|
| 上位所得者 1 | 150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% | 83,400円 | A |
| 一般 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% | 44,400円 | B |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 | C |

個室料・食事代の標準負担額、診断書代等、保険診療の対象にならないものは除く

自己負担限度額（条件とされる手続きを行った場合の一定額です。）
 なお国民健康保険の場合は国保税の未納がないことが要件となります。

1 上位所得者とは標準報酬月額53万以上の方（国民健康の場合総所得600万円以上の方）

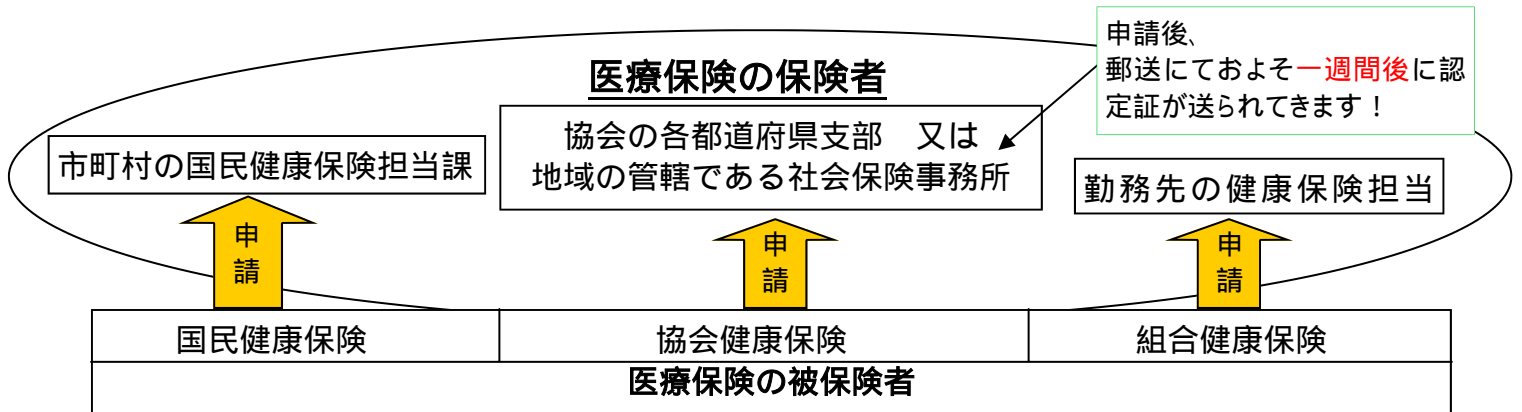
住民税非課税世帯に該当する場合は、食事代が軽減されます。

入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）

| | | |
|----------|-----------|------|
| 一般 | | 260円 |
| 住民税非課税世帯 | 90日までの入院 | 210円 |
| | 90日を越える入院 | 160円 |

【手続き方法】

医療保険の保険者に認印と保険証持参し申請を行い、認定証の交付を受け、当院受付へ提示して下さい。申請窓口は加入されている下記の通りとなります。



認定証は交付された月からの適応となりますので、申請の手続きはお早めをお願いいたします。

こちらは参考資料となります。
 詳細についてのご相談は医療相談員にお声かけ下さい。



医療法人社団 三思会 くすの木病院
 医療相談室

TEL : 0274 - 24 - 3111 (代)

70歳以上の入院患者様へ

1ヶ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、
限度額以上の支払いはありません。

【内容】

| 項目 | | 自己負担限度額 入院 + 外来 (世帯単位) | 入院時食事代 |
|--------------|----------|------------------------------------|-----------------------|
| 現役並み所得者 1 | | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% | 260円/1食 |
| 一般 | | 44,400円 | |
| 住民税 非課税世帯 | 低所得 2 | 24,600円 | 210円/1食 (90日超160円) |
| | 低所得 3 | 15,000円 | 100円/1食 |

なお国民健康保険・後期高齢者医療保険の場合は国保税・後期高齢保険料の未納がないことが要件となります。

- 1 現役並み所得者とは標準報酬月額が28万以上であって、且つ年収が夫婦世帯520万以上、単身世帯で383万以上の世帯の被保険者およびその被扶養者
- 2 低所得 (下記 3) 以外の方
- 3 世帯の各所得が必要経費を差し引いたとき0円になる方
(年金の場合は年金収入80万円以下)

注)) 上記の「低所得 ・ 」に該当する方は、
市役所の保険担当課にて
「限度額適応・標準負担限度額認定証」の交付を受け、
当院受付へ提示していただくと
医療費と食事代の減額を受けることができます。

こちらは参考資料と
なります。
詳細について
のご相談は医療相談員に
お声かけ下さい。



認定証は交付された月からの適応となりますので、
申請の手続きはお早めをお願いいたします。

医療法人社団 三思会 くすの木病院
医療相談室
TEL : 0274 - 24 - 3111 (代)